

四條畷市都市公園条例（昭和 6 1 年条例第 1 5 号）の一部を次のとおり改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 （第 1 4 条関係）

種別		単位	期間	使用料
公園施設を設ける場合		1 平方メートル	1 年	4, 0 0 0 円
公園施設を管理する場合		1 平方メートル	1 年	8, 0 0 0 円
第 1 種電柱		1 本	1 年	2, 5 0 0 円
第 2 種電柱				3, 8 0 0 円
第 3 種電柱				5, 1 0 0 円
第 1 種電話柱				2, 2 0 0 円
第 2 種電話柱				3, 6 0 0 円
第 3 種電話柱				4, 9 0 0 円
その他の柱類				2 2 0 円
共架電線その他上空に設ける線類		1 メートル	1 年	2 2 円
地下電線その他地下に設ける線類				1 3 円
公衆電話所		1 個	1 年	4, 4 0 0 円
郵便差出箱及び信書便差出箱				1, 8 0 0 円
簡易型携帯電話システムに係る無線基地局		1 個	1 年	1, 6 5 0 円
標識、看板等		1 本	1 年	1 0, 2 0 0 円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が 0. 0 7 メートル未満のもの	1 メートル	1 年	9 2 円
	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの			1 3 0 円
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの			2 0 0 円
	外径が 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの			2 6 0 円
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの			4 0 0 円
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの			5 3 0 円
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの			9 2 0 円
	外径が 0. 7 メートル以上 1 メートル未満のもの			1, 3 0 0 円
	外径が 1 メートル以上のもの			2, 6 0 0 円
高架で設ける施設		1 平方メートル	1 年	2, 1 0 0 円
地下に設ける施設				1, 3 0 0 円
法第 7 条第 6 号に掲げる仮設工作物		1 平方メートル	1 月	9 0 0 円

令第12条第7号に掲げる工事用施設及び同条 第8号に掲げる工事用材料の置場	1平方メートル	1月	420円
行商、募金、出店等を行うとき	1平方メートル	1日	4,000円
業として映画を撮影するとき	1箇所	1日	4,000円
業として写真を撮影するとき	写真機1台	1日	4,000円
興行を行うとき	1平方メートル	1日	20円
競技会、展覧会、集会等を行うとき	1平方メートル	1日	20円